

権利変換の処分の公告

本組合の施行地区内における権利変換計画について、令和5年2月9日付け三重県指令県土第15-1177号により三重県知事の認可を受けましたので、都市再開発法第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

伊勢市駅前C地区市街地再開発事業

2. 施行者の名称

伊勢市駅前C地区市街地再開発組合 理事長 角前博道

3. 事務所の所在地

伊勢市宮後一丁目1番14号

4. 権利変換計画に係わる施行地区に含まれる地域の名称

伊勢市宮後一丁目1027番、1028番、1029番、1030番1、1030番2、1030番3、1030番4、1030番5、1031番、1032番、1032番1、1032番2、1032番3、1033番、1034番1、1034番2、1034番3、1035番、1036番、1003番1の一部、1003番7の一部及び同市吹上一丁目601番の一部

5. 権利変換期日

令和5年2月24日

6. 権利変換の認可を受けた年月日

令和5年2月9日

令和5年2月9日

伊勢市駅前C地区市街地再開発組合

理事長 角前博道